

県民のみなさまへ

令和2年5月1日版

～新型コロナウイルス感染症についての相談や受診の流れ～

発熱等の風邪症状がある方

まずは、かかりつけ医やお近くの医療機関に電話相談して下さい

※「流行地」は以下の地域です

アイスランド、アイルランド、アルバニア、アルメニア、アンドラ、イスラエル、イタリア、イラン、インドネシア、英国、エクアドル、エジプト、エストニア、オーストラリア、オーストリア、オランダ、カナダ、韓国、北マケドニア、キプロス、ギリシャ、クロアチア、コソボ、コンゴ民主共和国、コートジボワール、サンマリノ、シンガポール、スイス、スウェーデン、スペイン、スロバキア、スロベニア、セルビア、タイ、台湾、チェコ、中国(香港及びマカオを含む。)、チリ、ドイツ、ドミニカ国、トルコ、デンマーク、ニュージーランド、ノルウェー、パチカン、パナマ、ハンガリー、バーレーン、フィリピン、フィンランド、フランス、ブラジル、ブルガリア、ブルネイ、米国、ベトナム、ベルギー、ボスニア・ヘルツェゴビナ、ボリビア、ポルトガル、ポーランド、マルタ、マレーシア、モナコ、モルドバ、モロッコ、モンテネグロ、モーリシャス、ラトビア、リトアニア、リヒテンシュタイン、ルクセンブルク及びルーマニア

次のような方は「帰国者・接触者相談センター(新型コロナ受診相談窓口)」へ電話相談して下さい

- 海外渡航歴(特に流行地※)がある方
- 職場や旅行先等の状況で、新型コロナウイルス感染の不安がある方

受診

かかりつけ医や、お近くの医療機関の指示に従い、マスクを着用するなどして受診して下さい

れ感
染
い
が
場
合
わ

相談

帰国者・接触者相談センター
(新型コロナ受診相談窓口)

感染が疑わ
れる場合

感染が疑われる場合は、保健所が、帰国者・接触者外来(新型コロナ感染症外来)に受診調整しますので、指示に従って下さい

原因不明の肺炎などは、医療機関から保健所に相談します

疑似症と診断された場合、
検査や入院となります

次のいずれかの症状がある方で、まだ医療機関を受診していない場合は、重症化するリスクを避けるため、「帰国者・接触者相談センター(新型コロナ受診相談窓口)」へご相談ください。

- 風邪の症状や37.5℃以上の発熱が4日以上続いている(解熱剤を飲み続けなければならないときを含む)
- 強いだるさ(倦怠感)や息苦しさ(呼吸困難)がある

高齢者や基礎疾患等のある方※、妊婦の方は、上の状態が2日程度続く場合

※次のような方は、気になる症状があればかかりつけ医にご相談ください。

- ・高齢者
- ・糖尿病、心不全、呼吸器疾患(COPD等)の基礎疾患がある方や透析を受けている方
- ・免疫抑制剤や抗がん剤等を用いている方

新型コロナウイルス感染症に関する 県民向け電話相談窓口について



■帰国者・接触者相談センター(新型コロナ受診相談窓口)

次のような方は、こちらに電話相談して下さい。

- 海外渡航歴（特に流行地※）がある方
- 職場や旅行先等の状況で、新型コロナウイルス感染の不安がある方
- 風邪の症状や発熱が4日以上続いている、強いだるさや息苦しさがある方で、まだ医療機関を受診していない方 など

※「流行地」は以下の地域です

アイスランド、アイルランド、アルバニア、アルメニア、アンドラ、イスラエル、イタリア、イラン、インドネシア、英国、エクアドル、エジプト、エストニア、オーストラリア、オーストリア、オランダ、カナダ、韓国、北マケドニア、キプロス、ギリシャ、クロアチア、コソボ、コンゴ民主共和国、コートジボワール、サンマリノ、シンガポール、スイス、スウェーデン、スペイン、スロバキア、スロベニア、セルビア、タイ、台湾、チェコ、中国（香港及びマカオを含む。）、チリ、ドイツ、ドミニカ国、トルコ、デンマーク、ニュージーランド、ノルウェー、パチカン、パナマ、ハンガリー、パーレーン、フィリピン、フィンランド、フランス、ブラジル、ブルガリア、ブルネイ、米国、ベトナム、ベルギー、ボスニア・ヘルツェゴビナ、ボリビア、ポルトガル、ポーランド、マルタ、マレーシア、モナコ、モルドバ、モロッコ、モンテネグロ、モーリシャス、ラトビア、リトアニア、リヒテンシュタイン、ルクセンブルク及びルーマニア

相談窓口	電話番号	FAX番号	対応時間
奈良県庁	0742-27-1132	0742-27-8565	平日・土日祝 24時間

「新型コロナウイルス感染症を疑う要件」とは次のア～エのいずれかです。（現時点での定義であり、今後変更する可能性があります。）

	症状	接触歴など
ア	発熱（37.5℃以上）または呼吸器症状	発症前14日以内に新型コロナウイルス感染症患者と濃厚接触した
イ	発熱（37.5℃以上）かつ呼吸器症状（肺炎を疑わせる）	発症前14日以内に海外渡航歴（特に流行地※）がある
ウ	発熱（37.5℃以上）かつ呼吸器症状（肺炎を疑わせる）	発症前14日以内に海外渡航歴（特に流行地※）のあるものと濃厚接触した
エ	渡航歴に関わらず、37.5℃以上の発熱かつ原因不明の肺炎	

■相談窓口の電話番号(一般的な相談)

新型コロナウイルス感染症について一般的なご相談は、こちらの窓口にお電話ください。

相談窓口	電話番号	FAX番号	対応時間
奈良県庁	0742-27-8561	0742-27-8565	平日・土日祝 8:30～17:15
奈良市保健所 (最新の情報は奈良市ホームページでご確認下さい)	0742-95-5888	0742-34-2486	平日 8:30～17:15
	0742-95-5888	0742-34-2321	土日祝 10:00～16:00
奈良県郡山保健所	0743-51-0194	0743-52-6095	平日 8:30～17:15
奈良県中和保健所	0744-48-3037	0744-47-2315	平日 8:30～17:15
奈良県吉野保健所	0747-52-0551	0747-52-7259	平日 8:30～17:15
奈良県内吉野保健所	0747-22-3051	0747-25-3623	平日 8:30～17:15

最新の情報は、奈良県ホームページでご確認下さい。

(右のQRコードよりアクセス)

奈良県福祉医療部医療政策局

